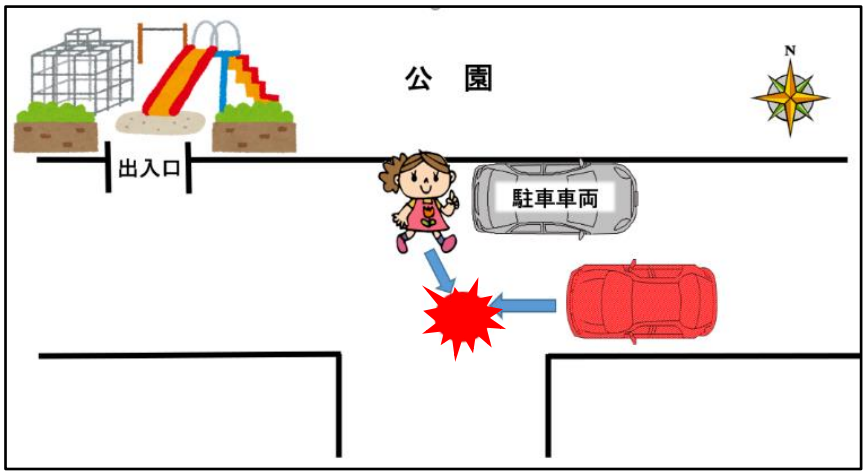
お子さんを「一人歩き」させていませんか？

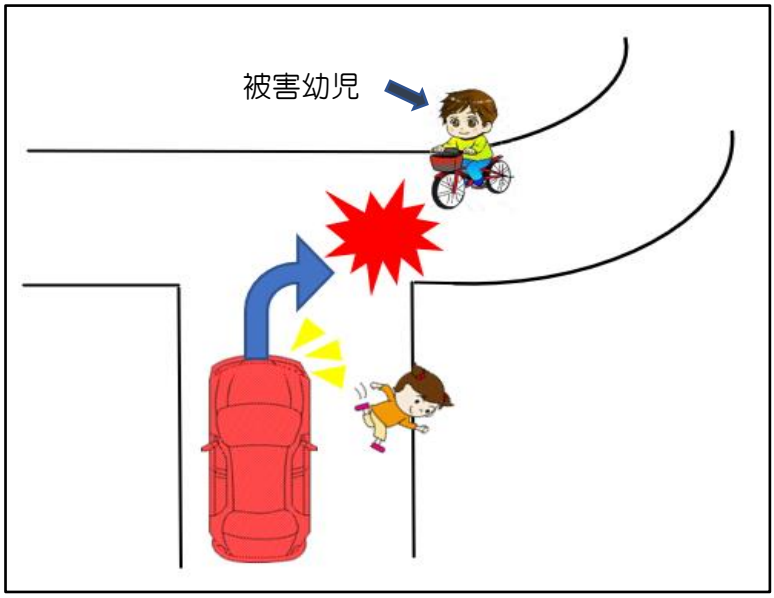


実際にこんな事故が起きています



4歳の幼児が、公園から道路へ飛び出し、乗用車にひかれる事故が発生しました。

幼児が駐車車両のすぐそばから道路を横断しようとしたところ、走ってきた乗用車と衝突したもので、幼児は右足の太ももを骨折しました。保護者は一緒にいませんでした。



T字路を右折しようとしていた乗用車が、すぐ近くを通行していた歩行中のこどもに気を取られ、右前方を自転車で通行していた幼児に気づかず右折して衝突しました。この衝突により、幼児はひじを負傷する大けがを負いました。

この幼児は4歳ですが、補助輪のついていない幼児用自転車に、ヘルメットを着用せず乗っていました。保護者は近くにおらず、幼児一人で乗っていました。



家の近くだから一人で行かせても大丈夫！という油断がこどもの交通事故につながります。大人が思っているほどこどもは安全な行動がまだ身についていません。

「一人で外に出ないこと」「外出する際は大人と一緒に手をつなぐこと」を約束させましょう。

幼児を保護する責任のある者は、幼児を一人歩きさせてはいけません（道路交通法第14条第3項）

京 都 府 警 察